

■ 認知症疾患医療センター運営事業の評価等の取組方法

国が示す評価の流れ※

(1) 都道府県において、認知症疾患医療センター運営事業の事業実績報告書を
集計・分析

(2) 保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会にて、実施状況（事業報告書の集計結果等）について共有、意見交換

(3) 協議会等における検討を踏まえ、事業の推進を図るうえで必要なセンター職員を対象とした研修の企画等を行う

※令和2年度老健事業「2020認知症疾患医療センター運営事業の質の確保に向けた取組のための手引書」より抜粋

都における評価の流れ

(1) 事業報告書の審査等を通じて認知症疾患医療センターの取組状況の把握

- ・ 認知症疾患医療センターから提出される事業報告書を審査
- ・ 事業報告書をベースに取組実績を集計し、都において把握した状況等と併せて推進会議に提示

(2) 認知症疾患医療センターの取組状況について認知症施策推進会議において意見交換

- ・ 認知症支援推進センターがオブザーバーとして参加し、疾患医療センター運営事業について、委員と情報共有、意見交換を実施

意見交換の観点

① 専門医療機関としての役割について

センターにおける鑑別診断や初期対応、身体合併症等への対応のほか、認知症の人と家族介護者支援等に関する取組について

② 地域連携の推進役としての役割について

地域の関係機関や家族介護者の会等との連携や区市町村の施策への協力等、連携のための取組について

③ 人材育成機関としての役割について

医療従事者等向けの研修実施や、地域の研修への協力等、地域の中でセンターが取組む人材育成について

(3) 意見交換等を踏まえた認知症疾患医療センター事業に関わる職員の人材育成

- ・ 認知症支援推進センターにおいて、意見交換等の内容を踏まえながら、引き続き疾患センター職員研修をはじめとした各種研修を実施
- ・ 地域におけるより質の高い研修の実施に向け取組を充実